

Ⅲ 新潟県農林水産業総合振興 事業実施要領

新潟県農林水産業総合振興事業実施要領

第1 趣 旨

新潟県農林水産業総合振興事業（以下「事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第2 実施方針

- (1) 事業は、「新潟県総合計画」の実現に向けて実施するものとする。
- (2) 地域農業の持続的発展を図り、地域として最大の農業所得を確保する地域農業システムを確立するため、農業関係事業を実施する市町村は、「経営所得安定対策」の導入を契機とした地域営農体制づくりに積極的に取り組むものとし、原則として、「経営所得安定対策等実施要綱」に基づく「水田収益力強化ビジョン」及び「農業経営基盤強化促進法」に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画」（以下「地域計画」という。）との整合を図るものとする。
また、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）及び農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の確保・育成と、経営体への経営発展支援に努めるものとする。
- (3) 補助金交付要綱別表「Ⅱ 農林水産業の体質強化対策」種目「1 「新潟米」体質強化促進」、「2 大豆・そば・麦生産促進」、「3 園芸生産促進」及び「5 環境保全促進」の作物生産に係る事業の受益農業者は、環境と調和のとれた農業生産を推進するため、「農業環境規範」に取り組むものとする。

第3 事業実施基準

1 実施基準

事業は、以下の対策を実施するものとし、対策別の実施基準は別表1に定めるところによる。

- (1) 経営体育成対策
- (2) 農林水産業の体質強化対策
- (3) 中山間地域活性化対策
- (4) 農山漁村活性化対策
- (5) 特認

2 事業区分

事業は、事業主体が自ら使用（管理委託等含む。）する機械・施設等の導入に対する助成（以下「補助」という。）と、リース契約に基づき認定農業者等（以下「借受者」という。）に貸し付けるために事業主体が導入する機械・施設等に対する助成（以下「リース」という。）とに区分して実施する。

3 地域区分

中山間地域とは、補助金交付要綱の別記（中山間地域の取り扱い）の1、2に該当する地域及び区域をいい、一般地域とは中山間地域以外の地域をいう。

4 事業主体

事業主体は、別表1のとおりとし、この場合における「農地所有適格法人」、「農業法人」、「漁業法人」、「農林漁業者等の組織する団体」、「中山間地域担い手団体」、「第3セクター」及び「民間リース会社」については、以下のとおりとする。

なお、補助金交付要綱別表「Ⅲ 中山間地域活性化対策」における「農業者」については、別記2のとおりとする。

(1) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、農家3戸以上で組織するものとする。

ただし、農業に常時従事する者（農地法施行規則第9条の判定基準に該当するものに限る。）を1人以上含む非農家は、農家とみなすものとする。

なお、直売及び地域食材活用飲食施設整備においては、3戸未満の農地所有適格法人（常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること）を含む。

(2) 農業法人

以下の要件をすべて満たす法人とする。

ア 認定農業者であること。

イ 農業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占めること。

ウ 農業に常時従事する者が、構成員数の過半を占める、あるいは全体の議決権の過半を占める等、当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められること。

ただし、1戸1法人においては、農業に常時従事する者を1名以上雇用している法人に限るものとする。

なお、「農業の売上高」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に準ずるものとする。

(3) 漁業法人

以下の要件をすべて満たす法人とする。

ア 認定漁業者であること。

イ 漁業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占めること。

ウ 漁業に常時従事する者が、構成員数の過半を占める、あるいは全体の議決権の過半を占める等、当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められること。

ただし、1戸1法人においては、漁業に常時従事する者を1名以上雇用している法人に限るものとする。

なお、「漁業の売上高」とは、自ら漁獲又は養殖した水産物の売上高とする。

(4) 農林漁業者等の組織する団体

経営改善に意欲的な3戸以上の農林漁家が構成員に含まれている団体であって、当該農林漁家が構成員数の過半を占める、あるいは全体の議決権の過半を占める等、当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる以下に掲げる団体

ただし、ウについては、農業に常時従事する者（農地法施行規則第9条の判定基準に該当するものに限る。）を1人以上含む非農家は、農家とみなすものとする。

- ア 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体
- イ 当該事業内容について機械・施設等の共同利用、共同販売を行う有限責任事業組合（LLP）
- ウ 以下の要件をすべて満たす団体
 - （ア）代表者の定めがあること。
 - （イ）組織及び運営に関する規約が定められていること。
 - （ウ）農業生産振興に係る事業（補助金交付要綱別表「Ⅰ 経営体育成対策」、「Ⅱ 農林水産業の体質強化対策」種目「1 「新潟米」体質強化促進」、「2 大豆・そば・麦生産促進」、「3 園芸生産促進」及び「Ⅲ 中山間地域活性化対策」種目「1 継続的農林業生産体制整備促進」）については、当該団体の中心となる農業者は認定農業者（年度内に認定農業者となることが確実な者を含む。）、認定新規就農者、「人・農地プラン」に担い手として位置付けられている者又は「地域計画」に地域内の農業を担う者として位置づけられている者（年度内に位置付けられることが確実な者を含む。）であること。
- （5）中山間地域担い手団体

業務執行役員のうち耕作又は養畜の事業に常時従事する者が 3 名以上おり、以下のア、イのいずれかに該当する法人とする。

 - ア 農地法等の一部を改正する法律付則第 14 条により経過措置を受ける特定法人
 - イ 中山間地域の農地を賃借している農地所有適格法人以外の法人のうち、認定農業者となっている者（年度内に認定農業者となることが確実な者を含む。）
- （6）第 3 セクター

地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、農業協同組合 連合会、漁業協同組合連合会、森林組合連合会等が主たる構成員または出資者となっており、かつ、これらの者が当該事業活動を実質的に支配すると認められる法人に限るものとする。
- （7）民間リース会社

以下のア、イに掲げる要件を満たすものとする。

なお、事業実施申請以前にリース会社の概要（様式 10 号）を知事に届出ることとする。

 - ア 以下の要件にすべて該当すること。
 - （ア）リースを行ううえで必要な資力及び信用を有していること。
 - （イ）県内に本店、支店又は営業所のリース事業窓口があり、かつ、常駐の担当者が配置されていること。
 - （ウ）法人であること。
 - （エ）この事業に関する事務処理を円滑かつ適正に行うために必要な知識及び能力を有していること。
 - イ 以下の要件のうち、いずれかの要件に該当すること。
 - （ア）県の指定金融機関等として指定している金融機関が出資をし、連結決算対象であるリース会社であること。
 - （イ）農協系の金融機関、農業団体等が出資をしている系列リース会社であること。

- (ウ) 県農業機械商業協同組合が出資をしている系列リース会社であること。
- (エ) 農業機械メーカーが出資をしている系列リース会社であること。
- (オ) 他の農林水産業関係交付金又は補助事業（国又は県）において事業実績を持つリース会社であること。

5 借受者

借受者は、認定新規就農者、認定農業者（年度内に認定農業者となることが確実な者を含む。）、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、認定事業主（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）第5条第1項の規定により認定を受けた者をいう。）、育成経営体（「林業経営体の育成について」の一部改正等について（平成30年12月27日付け30林政経第408号林野庁長官通知）第3の規定により選定された者をいう。）、農業共済組合、全国農業協同組合連合会新潟県本部、農業協同組合連合会、新潟県森林組合連合会、新潟県農業共済組合連合会、新潟県漁業協同組合連合会、市町村又は第3セクターのうち補助金交付要綱別表で定める者とし、この場合における「農林漁業者等の組織する団体」及び「第3セクター」については4のとおりとする。

6 事業実施期間

事業の実施期間は、1年とする。

7 目的、内容及び採択基準

別表1及び以下の採択基準のとおりとする。

- (1) 機械・施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、利用計画等から見て適正であり、かつ、過大なものでないこと。
- (2) 機械・施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (3) 施設等の設置に当たっては、令和4年1月7日策定の「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」を適用すること。
- (4) 木造施設等の設置に当たっては、原則として県産材（県内で生産された原木及びこれを原材料として加工された木材をいう。）を、延べ床面積1㎡当たり0.07㎡以上使用すること。

なお、畜舎、格納庫等開口部の大きい施設の設置及び古材を使用する場合、又は当該材の使用により施設の耐久性等に影響を及ぼす可能性があることと建築士等が認めた場合は、可能な限り県産材の利用に努めることとし、上記基準を適用しない。

- (5) 農林水産物加工・農林水産物等直売・地域食材を活用した飲食の各用途の施設・機械・器具等を整備する場合にあつては、取り扱う農林水産物等の仕入れ・販売等に関する計画が明らかとなっており、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体及び中山間地域担い手団体が事業主体の場合は、自ら栽培等する農林水産物等に地域内の農林漁業者が栽培等した農林水産物等を加えた原材料使用割合が過半となる計画であること。

また、市町村、農業協同組合等が事業主体の場合は、受益地区内の農林漁業者が栽培等した農林水産物等の原材料使用割合が過半となる計画であること。

(注) (5)において、地域とは、最大でも組織が所在する市町村及び耕作する農地が存在する市町村とする。

$$\text{農地所有適格法人等における原材料使用割合} = \frac{\text{自ら栽培等する農林水産物等} + \text{地域内の農林漁業者が栽培等した農林水産物}}{\text{農林水産物等総取扱量}}$$

8 事業費の範囲等

(1) 補助金算定上限事業費及び下限事業費

別表3のとおりとする。

(2) 補助対象事業費

補助対象とする事業費は、当該事業のため直接必要な工事費、実施設計費、工事雑費、機械器具購入費、その他別表2に定める範囲とする。

ただし、補助金交付要綱別表「Ⅲ 中山間地域活性化対策」のうち「やる気農家支援型」は、工事雑費を補助対象に含めないものとする。

(3) 補助対象事業費の取り扱い

ア 工事雑費及び実施設計費（設計費及び監理料）の合計は工事費の6.5%以内とする。

また、工事雑費に係る補助の対象は現場監督補助員の賃金及び工事写真代とする。

イ 現場管理費及び一般管理費は「強い農業づくり交付金」の基準に準ずるものとする。

ウ パイプハウスの施工費については、原則として補助対象外とする。

ただし、パイプ径が31.8mm以上及び換気装置等を含むものについては、この限りでない。

9 補助対象機械・施設等

補助対象とする機械・施設等の範囲は、別表2及び以下のとおりとする。

(1) 補助対象とする機械の範囲は、次の各号に該当するもの以外とする。

なお、補助金交付要綱別表「Ⅴ 特認」種目「5 スマート技術導入加速化支援」及び「6 省エネルギー対応条件整備支援」については、本項目の適用外とする。

ア 1台（機）当たり、500,000円未満の機械。

ただし、特産品加工用機械等、複数の機械の組み合わせにより機能を発揮する機械は、導入金額の合計額で500,000円未満の機械。

イ 林業用機械では以下に掲げる機械。

(ア) チェーンソー

(イ) 刈払機

(2) 共同利用機械は、効率かつ有効活用されるよう利用簿の整備、保管場所の特定などに留意し、実質的な個人利用機械とならないものであること。

(3) 農業協同組合が事業主体で導入する機械（貸付を前提とした機械銀行方式又はリース用の機械を除く。）は、利用簿の設備、保管場所の特定などに留意し、特定の農業者に貸付ける機械とならないものであること。

- (4) 補助対象とする機械・施設等は、新品のもの又は新設、新築によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の観点から見て、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合には古品の使用や、増築、併設等もしくは合体又は古材の利用によるものを含むことができるものとする。特に施設の整備等に係る事業について、地域の実情に応じ、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、古材の利用又は直営施行を推進するものとする。この場合、古材については、新資材と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- また、農業機械等の古品は原則的に以下のように扱うものとする。
- ア リースは対象外とする。
- イ 補助対象とする古品は、安全性及び使用管理を行う上に不都合がなく、耐用年数の残存年数が概ね5年以上のものとする。
- ウ 古品の購入価格は、経過年数、老朽及び損傷の度合い等を考慮して算出した額（償却額を差し引いた額。）を基礎とし、近傍類似における古品の通常の取引価格等を勘案して定める。
- (5) 農業機械用格納庫は、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る床面積規模は、補助対象機械の全長・全幅を基礎に機械の間隔を考慮して算出し、機械の2倍以内の広さを基準とする。
- (6) 補助対象とする機械・施設は、原則として、耐用年数が概ね5年以上のものとする。
- (7) 既存機械・施設等の更新（当該機械・施設等の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう。）は事業の対象としないものとする。
- (8) 国庫補助事業で同一目的の支援を受けるもの及び自力もしくは他の助成によって実施中又は既に完了したものは、事業の対象にしないものとする。
- (9) 土地基盤整備は小規模な整備に限るものとし、原則として県単農業農村整備事業の基準に満たないものを対象とする。

10 その他の留意事項

- (1) 補助金交付要綱別表「Ⅰ 経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」については別記1により、「Ⅲ 中山間地域活性化対策」については別記2により実施するものとする。
- また、リースについては別記3により実施するものとする。
- (2) 事業は原則として直営施行又は請負施行によって実施するものとする。
- (3) 補助対象機械・施設等の契約
- 事業費決定に係る契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合は、その理由を明確にし、3者以上による指名競争入札に付するものとする。
- ただし、事業主体又はリース借受者（以下「事業実施主体」という。）が農林漁業者等の組織する団体等であって、競争入札に付し難い事情がある場合は、その理由を明確にし、3者以上の関係業者から見積を徴収することにより、最低価格を提示した業者との契約ができるものとする。

(4) 農業機械の補助金額算定

農業機械の補助金額は、「導入価格×補助率」もしくは「メーカー希望小売価格×一定率×補助率」のいずれか低い額とし、「一定率」は以下のとおりとする。

支援対象者	対象機械	一定率
事業主体、リース借受者のいずれかが農業協同組合の場合	田植機（直播関連含む） トラクター（アタッチ含む）	80%
	コンバイン（汎用型含む）	82%
	その他農業機械	82%
上記以外 事業主体、リース借受者のいずれも農業協同組合でない場合	田植機（直播関連含む） トラクター（アタッチ含む） コンバイン（汎用型含む）	88%
	その他農業機械	92%

(注) 特殊機械（汎用型飼料収穫機等）は対象から除外する。

(5) 施設の区分等

ア 施設（ハウス含む）においては、建設工事（本体）と製造請負工事（機械）及び附帯設備に区分することとし、建設工事（本体）に関しては施設整備の補助率を適用し、製造請負工事等（機械）及び附帯設備については機械整備の補助率を適用する。

イ 既存施設にプラントを増設する等の製造請負工事については、機械整備の補助率を適用する。

(6) 事業の実施にあたり、関係法規等に係る許認可等が必要な場合は、事業主体等は、関係法規等の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

第4 事業実施の手続き

1 事業計画の作成

(1) 計画作成主体等

事業計画を作成する者は市町村とし、関係農林漁業者及び事業実施主体の自主的意見を尊重し、地域振興局の助言及び農林漁業団体等の協力を得て、別表3で示す事業計画書等を作成するものとする。

ただし、複数市町村に跨る広域的な取組みを行う場合等は、事業実施主体が作成することができるものとする（この場合、以下「市町村」を「事業実施主体」、「地域振興局」を「農林水産部関係課」と読み替えることとする。）。

(2) 目標年度

事業実施申請年度から3年（補助金交付要綱別表「Ⅰ 経営体育成対策」種目「1 農地所有適格法人育成促進」、「Ⅱ 農林水産業の体質強化対策」種目「1 「新潟米」体質強化促進」、「Ⅲ 中山間地域活性化対策」種目「1 継続

的農林業生産体制整備促進」細目「地域農林業生産体制整備支援」は5年、「I 経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」は経営開始後5年、補助金交付要綱別表「V 特認」種目「3 多様な米づくり推進総合支援」は申請年度から2年)を目標年度とする。

ただし、補助金交付要綱別表「I 経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」及び補助金交付要綱別表「V 特認」種目「6 省エネルギー対応条件整備支援」を除き、次年度春作業用水稲作業機等(5月末時点で利用が終了する機械等)の導入については、事業実施申請年度の翌年度から3年を目標年度とする。

2 事業計画の変更

認定された事業計画の変更のうち、次に掲げる重要な変更については、1に準じて事業計画書(変更)を作成し、3に準じて認定を受けるものとする。

- (1) 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更
- (2) 機械・施設等の新設または廃止
- (3) 施行箇所の変更
- (4) 機械・施設等の設計単位ごとの事業量の30%を超える変更

3 事業実施の申請

市町村長は、事業実施申請書(様式1号)を所管の地域振興局を經由して知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は原則として当該事業計画の認定後とする。ただし、事業の性質、内容等により、早期着手を必要とする場合は、認定前着手届(様式3号)を所管の地域振興局(佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課)に提出した上で着手するものとする。

この場合において、対象事業として認定されないときは自力事業とする。

なお、重要な変更についても同様な取り扱いとする。

5 実施設計概要書の提出

事業の認定を受けた市町村長は、実施設計概要書(様式2号)を事業の着工前に所管の地域振興局(佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課)に提出した上で着工するものとする。

6 事業計画に基づく実施

事業は認定された事業計画に基づき、事業実施主体等がそれぞれ所定の手続きを経て実施するものとする。

7 管理・運営の適正化

市町村長は、事業計画に係る受益者の事業執行経費負担等について、同意書、議事録等を確認し、事業の実施並びに事業実施後の機械・施設等の管理及び運営の適正化を図るものとする。

第5 完了に伴う手続き

1 しゅん工報告

事業主体の長は、工事が完了したときは、速やかにしゅん工報告書（様式4号）を作成し、市町村長に提出するものとする。ただし、市町村が事業主体の場合は、所管の地域振興局（佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課）に提出するものとする。

2 出来高確認

市町村長は事業主体からしゅん工報告書が提出されたときは、速やかに出来高確認を行い所管の地域振興局（佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課）にしゅん工報告書を提出するものとする。

なお、しゅん工検査等において、必要と判断される場合は、手直し等の措置を指示し、事業の適正を期するものとする。

第6 関係書類等の整備

事業主体は、事業種目ごと及び事業箇所ごとに以下に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

1 直営事業の場合

- (1) 予算関係書類
- (2) 会計主要簿、現金出納簿
- (3) 会計補助簿
 - ア 分（負）担金徴収簿
 - イ 労務者出面簿
 - ウ 工事材料品受払簿
 - エ 事業日誌及び現場写真等
- (4) 受払証ひょう書類
 - 資材費、工事雑費、機械器具購入費等の証ひょう書には、正当債主の見積書、売買契約書、納品書、請求書、領収書等を添付し整備しておくこと。
- (5) 金銭出納は、原則として金融機関の口座を利用すること。
- (6) 一括整理された帳簿及び書類には、必ず原始記録を添付しておくこと。
- (7) 借入金のため金融機関に提出した書類（申込書、同添付書、借用証書、念証等）はすべて写しを作成して一括保存しておくこと。
- (8) 実施申請から実績報告に至るまでの往復文書
- (9) 実施設計書、出来高設計書
- (10) 管理規定又は利用規程
- (11) 財産管理台帳
- (12) 入札顛末書等

2 請負事業の場合

工事材料品受払簿等、直営事業の施工にのみ関係ある諸帳簿を除き、直営事業の場合に準じて整理保存するとともに、以下の書類及び簿冊等を備え付けておくものとする。

- (1) 請負契約締結の根拠となった議決書又は条例
- (2) 請負契約書
- (3) 工事材料検査簿

- (4) 工事完了通知書
- (5) 工事手直完了通知書
- (6) 工事取引書
- (7) 請負金の支払い及び領収関係を明らかにした証ひょう書類

第7 事業により整備した機械・施設等の管理運営等

事業で取得した機械・施設等は導入年度、事業名及び種目名等を明示し、常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

また、被災等に備え、損害保険や園芸施設共済等の加入等に努めるものとする。

1 管理主体

- (1) 機械・施設等の管理主体は、原則として事業主体とする。
- (2) 事業主体が機械・施設等の適切な管理を図るため、その管理を委託する場合の相手方は、原則として当該市町村内の、別表1に記載された当該種目又は細目等の事業主体の範囲内とする。
なお、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67条）第244条の2第3項に規定する指定管理者が、同法第244条の2第1項に規定する条例の定めるところにより施設を管理する場合には、当該指定管理者に管理させることができるものとする。
- (3) 事業主体は、処分制限期間内に機械・施設等の管理主体を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 管理方法

- (1) 管理主体は、その管理する機械・施設等について、管理規程を定めるものとする。
- (2) 管理規程には以下の事項のうち機械・施設等の種類に応じ、必要な項目を定めるものとする。
 - ア 目的
 - イ 施設の種類、構造、規模及び型式
 - ウ 施設の所在地
 - エ 管理責任者
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関すること
 - キ 使用料に関すること
 - ク 施設の保全に関すること
 - ケ 施設の償却に関すること
- (3) 機械・施設等の減価償却については、機械・施設等の耐用年数内において減価償却額を定め、将来、当該機械・施設等を更新し永続的活用が行われるように留意するものとする。
- (4) 事業主体は、機械・施設等の管理の現状を明確にし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備するものとする。
また、機械・施設等管理台帳（様式5号）を備え付けておくものとする。

3 財産処分等の手続き

事業主体の長は、機械・施設等について、その処分制限期間内に財産処分（事業の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること。）を行う場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

市町村長は、当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、知事の承認等を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続き

事業主体の長は、機械・施設等の移転、更新、増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、市町村長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

市町村長は、当該機械・施設等の移転、更新、増築、模様替え等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、知事に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

5 災害等の報告

(1) 事業主体の長は、機械・施設等が天災その他の災害等を受け、滅失又はき損したときは、直ちに市町村長に届け出るものとする。

(2) 市町村長は(1)の届け出があったときは、以下に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

ア 事業実施年度

イ 被災機械・施設等の概要

ウ 被害の概要

エ 損害見積価格及び復旧可能なものについては復旧見込額

オ その他

(3) 報告の後、当該機械・施設等の復旧が不可能と判断した場合には、3の手続きを検討するものとする。

第8 助 成

(1) 県は、毎年度予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。

(2) 補助率等は、補助金交付要綱によるものとする。

第9 報 告

(1) 市町村長は、事業実施計画に基づき目標年度までの毎年度、当該事業計画の達成状況（又は実績）を調査し、達成状況報告書（別記様式第35号）を調査年次の翌年度の5月末日までに所管の地域振興局を經由して農林水産部関係課に提出するものとする。

(2) 最終報告書において、達成状況（達成率）が70%未満の機械・施設等の事業主体の長（リースの場合は借受者）は改善計画を作成し、調査年次の翌年度の6月末日までに所管の地域振興局を經由して農林水産部関係課に提出するとともに、当該市町村における達成状況報告書の提出を5年間（補助金交付要綱別表「Ⅰ 経営体育成対策」種目「1 農地所有適格法人育成促進」、「Ⅱ 農林水産業の体質強化対策」種目「1 「新潟米」体質強化促進」、「Ⅲ 中山間地域活性化対策」種目「1 継続的農林業生産体制整備促進」細目「地域農林業生産

体制整備支援」、「I 経営体育成対策」種目「2 新規就農者育成促進」は7年間)まで延長するものとする。

なお、5年後の報告において、達成状況が改善されない場合は、再度改善計画を作成し提出するとともに、当該市町村における事業達成状況報告書の提出を延長するものとする。

ただし、農林水産部関係課との協議により、目標年度又は延長後の報告における達成状況(達成率)の70%未満となった理由が、天災地変その他事業実施主体の責に帰すべきものでないと認められた場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

第10 指導推進体制

1 県の体制

県は、総合的指導体制を整備し、事業計画の樹立、事業の実施並びに事業実施後の機械・施設等の管理及び運営について、市町村への指導助言に当たるものとする。

2 市町村の体制

市町村長は、関係農林漁業団体を含む総合指導体制を整備し、事業計画の樹立、事業の実施並びに事業実施後の機械・施設等の管理及び運営について、事業実施主体への指導援助に当たるものとする。

なお、農業関係事業において市町村等が事業主体の場合は、機械・施設等の最終受益となる認定農業者の経営改善計画及び認定新規就農者の青年等就農計画が達成するよう特に留意する。

第11 その他事務取扱

1 事務取扱い及び事務処理方法

- (1) 事業に係る事務取扱いは、所管の地域振興局及び別表3に定める農林水産部関係課が行うものとする。
- (2) 事業実施にあたり市町村が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表4によるものとする。

2 審査等

- (1) 市町村長から事業実施申請を受理した地域振興局(佐渡地域以外の水産関係にあつては水産課。)は、申請に係る各事業計画を審査し、申請に係る事業の推薦書(様式6号)を地域農政推進課に提出するものとする。
審査にあたっては、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等からみた事業効果などに留意するものとする。
- (2) 地域振興局は実施設計概要書を審査し、事業実施申請等との整合を確認するものとする。
- (3) 地域振興局は、市町村長から提出されたしゅん工報告書を審査し、事業の履行を確認するものとする。
なお、未精算額のある場合は、後日精算の確認を実施することとする。
- (4) 地域振興局は、市町村長から提出された達成状況報告書の内容を審査し、その評価を付して農林水産部関係課へ提出するものとする。

第12 雑 則

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

改正後の要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。